

### 第31回山口地方裁判所委員会議事概要

1 日時 令和4年7月13日（水）午後2時

2 場所 山口地方裁判所大会議室

3 出席者

(1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順、敬称略）

石田晋作、坂井昇、嶋田美和子、杉山慎治、田畑元久、野村雅之、前碓大志、柳谷統子、山口格之、吉村計広、和田裕己

(2) 説明者

辻刑事訟廷管理官、室総務課課長補佐、和田総務課長

(3) オブザーバー

小松本刑事部総括裁判官、兒玉刑事首席書記官、宇野事務局長

4 議事の概要

(1) 新任委員の自己紹介

(2) 報告「採用広報について」（和田総務課長による報告）

山口地方裁判所委員会委員の意見を踏まえ、採用説明会において、書記官や事務官の仕事内容の説明や仕事のやりがいをアピールしたり、仕事と家庭の両立支援の取組みができていく職場であること等を説明したこと、5月に実施した大学生の裁判所見学において、裁判所の説明だけではなく、書記官や事務官がどのような仕事をしているのかを説明したこと及び8月に予定している中学生の裁判所見学においても同様の説明を予定していることを報告した。

(3) 議題「裁判員裁判の広報について」

ア 辻刑事訟廷管理官及び室総務課課長補佐による基調説明

イ 裁判員法廷見学

ウ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(4) 次回の意見交換のテーマ及び開催日について

山口地方・家庭裁判所合同委員会の開催日は11月16日（水）とし、意見交換のテーマは、「裁判所のデジタル化について」とすることを検討しており、山口家庭裁判所委員会委員の意見も踏まえてお知らせすることとした。

(別紙)

## 「裁判員裁判の広報について」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長、○委員、△裁判所)

◎ 本日のテーマは「裁判員裁判の広報」ですが、その前に裁判員裁判について、スライドと法廷で皆様に御説明をさせていただきましたので、皆様の御感想をいただければと思います。

○ 裁判員裁判は導入から10年以上経ち、法曹関係者には非常に定着した制度だと思います。しかし、一般国民にとってはどうなのかといいますと、私の妻は10年程前に「候補者になりました」という案内が届き、その後、裁判員には選ばれなかったということがありました。それ以来、全く裁判員裁判というものがあるということすら忘れていたと言っておりました。多くの国民が同じではないかと思います。報道も裁判員裁判が始まった当初は、紙面を割いて、問題点も含めて特集しており、県内初の裁判員裁判のときには裁判員の方の話を載せるなどして、結構読者の方には関心を持って読んでいただけたのかなと思いますが、時間の経過とともに悪い意味で定着し過ぎて日常的になってしまい、頭に思い浮かべるという機会が大分、薄くなっているのではないかと感じました。

今回、改めて制度についての説明を聞かせていただいて、これをどのように広報していくかと考えると、導入から10年以上経って、もう「裁判員裁判がありますよ。皆さん知ってください」という時期ではなく、裁判員裁判が導入されることによって、どのように裁判が変わったですとか、裁判官の手応え等を含めて伝える時期にきているのではないかと考えます。

私個人的には、裁判員をぜひやりたいと思っており、今日法廷でその感覚が味わえたので、本番に備えて頑張りたいと思います。

◎ そうすると、もちろん報道の方々をお願いすることもあると思いますが、裁判所としても、先ほどの御意見にありましたような内容の広報をやってもいいのではないかと、そうしないと、裁判員裁判は、皆さんの記憶から薄れてしまっている

という現状ではないかとお考えということですね。

- 10年程前ですが、会社の60歳ぐらいのパートの女性が殺人事件の裁判員に選ばれて、四、五日裁判に出席したことがありました。会社には、過去に2人程裁判員に選ばれた方がおり、いずれも出勤扱いで裁判に取り組んでいただきました。その当時、本人は重く受け止めており、最初は「どうしようか」と言っておりましたが、終わった後は、一つのことについて真剣に考えて結果を出すことができたという感想を持っておりました。そのときに、いよいよ身近な話として、我々のすぐ近くに裁判員裁判があるのだと実感したことを思い出しました。

先ほど法廷を見たときは、ついこの間まで見ていたテレビドラマにも裁判員裁判の法廷が出ており、その時の俳優のセリフがすごく印象的だったのですが、その法廷と全く同じだという印象でございました。

広報活動につきましては、今回、若い方に向けた広報活動をするということでございますので、以前、裁判員制度が始まったときに、NHKでテレビドラマ仕立ての裁判員裁判の番組が結構あったのを覚えており、あまりふざけ過ぎてもいけないとは思いますが、趣旨を外さずに真摯に取り組む姿勢を見せながら、その存在価値をアピールするということが大事なのかなと思いました。

- ◎ 委員のお勤め先では、裁判員裁判に出席した場合、出勤扱いにしていただけるということで、非常にありがたい話だと思います。今のお話は、18歳、19歳の心に響くような広報活動を考えてみたらどうかという御趣旨だと思います。山口でいきなりテレビは難しいとは思いますが、特に18歳、19歳の方を対象とした広報行事は予定しているものもありますので、これから実施していきたいと考えます。どうもありがとうございます。

- 質問ですが、先ほど辞退率について説明がありましたけれども、これは正当な理由ありと認められた人の数字でしょうか。正当な辞退理由と認められず、選任手続に呼び出されて、出頭する人の率、もしくは出頭しない人の率は、どれぐらいか教えていただきたいと思っております。

△ 先ほどの数字は、実際に辞退が認められた方の割合ですので、何も応答がなかった方は入っておりません。

○ そのような人の率がどれくらいなのか教えていただけますか。

△ 令和3年は、選定数から見た出席率が26%ぐらいです。

○ 正当な理由なく不出頭の場合は過料の制裁があるので、それになりそうな人数ということですか。

△ 先ほどの数字は出席率ですので、応答があつて来た方も入っております。全く応答がなく来られない方は、毎回一人、二人という人数になります。

◎ 恐らく質問の御趣旨のような形で統計は、取れないと思います。候補者として選定された方の中で、実際に選任手続に参加された方の数は、今の出席率という数字で分かります。

○ 令和2年と令和3年の辞退率は、正直高いなという印象です。令和元年やそれ以前はもっと低かったのに、新型コロナウイルスの影響でこの2年3年だけ異様に突出して多いという傾向はあるのでしょうか。

△ そもそも辞退が認められた事由が、コロナの影響があつたかどうかというところは、数値を取っておりませんので、なかなかお答えは難しいところですが、ここ数年の辞退率で、平成29年や30年が少なかったのに、急に増えたという数値にはなっておりません。

◎ 私も感覚的な数字ですが、今の答えのとおりで、コロナのために辞退率が特に上がっているという関係が認められることはないようです。実際にある程度の影響がなくはなかったと思いますが、少なくとも数字上、はっきりと言えるほどの辞退率の上昇は見られていないという答えになります。

○ 広報活動に関して、見学ツアーの御案内がホームページにあるということで拝見させていただいたんですが、そこに載っているPDFファイルが非常に味気なくて、文字情報しかなく、見学に行ったときにどのようなものを実際に見られるのか分からない状況だと思います。

先ほど法廷を見学させていただいて、現場に行ってみるといふことの意味はすごく大きいのかなと思いました。そしてオンラインで見られるものをいざ自分がその場に見に行くと、この二つの間にも距離があると思います。そのため、見学ツアーの案内に、ここに来てもらえれば、実際にこのようなものが見られますというところまで、写真のようなビジュアルイメージで載せていただければ、さらに広報の役に立つのかなと感じたところです。

◎ 実際に、見学ツアーでどのようなことが見られるということは書いてないのですかね。

△ 確かにホームページに掲載している内容は、文字だけのものになっております。見学ツアーの内容として、裁判手続の案内DVDの上映、模擬裁判、法廷見学といった項目は挙げさせていただいておりますが、確かに字面だけではなかなか伝わりづらいことがあるかもしれないと思いましたので、写真等の活用についても参考にさせていただきたいと思います。個別に憲法週間行事等のチラシをつくる際には、法廷の写真等も盛り込んでつくっておりますので、一般的な見学ツアーの案内につきましても検討させていただきたいと思います。

◎ 最近がよく分かりませんが、私は、長年、刑事裁判官をやってきました、学校の生徒や教員の方が見学に来られることは一定数ありました。特に裁判員裁判が始まった頃は、実際の裁判の様子を見学していただくと同時に、事件を担当する裁判官等が様々な裁判手続やその日に傍聴した裁判の内容について説明するというをやっていると宣伝しまして、結構な数の申込みがありました。ただ、裁判員裁判が始まってから10年以上経ちましたので、最近そのようなことも減ってきているのかも知れませんが、そのような地道な広報活動によって、徐々にではありますが、裁判に興味を持っている人が増えてきているのではないかと感じております。

○ 先ほど、実際に法廷を見せていただきまして、自分が選ばれてそこに座ったときに、どんな気持ちで座れるのだろうかと思いました。見学のときでさえも緊張

したので、実際に選ばれたときに冷静な気持ちでいられるのかなと感じています。また、身近に実際に裁判員に選ばれた方がおらず、職場でも一度もないため、あまり身近に感じていないところがあります。

他の委員の職場には裁判員に選ばれた方がいらっしゃったということで、当方の職場としましては、もし従業員が裁判員に選ばれた際には、有給での特別休暇を認めるということを就業規則で定めておまして、もし、選ばれた場合には、仕事のフォローをできるような体制をとって、裁判員裁判に安心して参加してもらえるように、職員にも働きかけないといけないのかなと改めて思いました。

広報活動につきましても、どうしても裁判所のイメージが少し硬いというのがあります。いつも委員会に来る前に裁判所のホームページを閲覧させていただくのですが、なかなか硬いと言いますか、自分から興味を持って探しにくいと情報にたどり着かないということは感じております。若年層の方に幅広くということになりますと、裁判所はなかなか難しいかと思いますが、やはりSNSなどを使って、思い切った広報活動も今後、検討してみられた方がいいのではないかと感じました。

- ◎ 若い方に訴えるためには、SNS等を使って広報することが情報を浸透させるのにはいいのではないかとということですね。

法廷に来ると緊張するのは当然のことだと思います。最初のうちは当然、皆さん非常に緊張されています。恐らくやりたくないという人は、結構多いのではないかと思います。終わった後で「裁判員裁判に参加されてどうでしたか」とお尋ねすると、「いい経験でした」と言ってくださる方が多く、ほとんどだと言ってもいいくらいです。したがって、裁判員裁判に参加するうちに、実際に裁判員の仕事が社会的に意義のある仕事で、かつ自分自身にとってもかなり意義のある仕事だということが分かっていただけるのではないかとこの気持ちで裁判をやってきました。

- 議論の大前提として、広報活動を考えた場合に、裁判員裁判という制度そのもの

のがどういう制度なのかということを知ってもらおうということを目的とする広報活動と、それと別の観点から、裁判員になる方をできるだけ確保する、つまり参加率を上げることを目的とする広報は、恐らく広報の仕方が変わるのではないかと感じています。

周知の話で申しますと、先ほどもお話がありましたとおり、裁判員裁判が開始した頃は、確かにマスコミですごく取り上げられました。私は1号事件を担当し、インタビューに答えたり、いろいろとマスコミに取り上げていただいていたのですが、最近はマスコミでの取上げも小さくなってきています。これは恐らく、国民に裁判員裁判という制度が存在しているということは、ある程度周知されているということが前提になっているのかなと感じますし、中学校や高校でも恐らく裁判員制度についての授業があるので、若年層についてもそのような制度があるということについては、ある程度浸透しているのではないかと考えます。そうすると、制度自体を周知するというよりは、参加率を上げるところに焦点を当てる広報が重要になるのかなと感じているところです。つまり、興味を持ってもらうにはどうしたらいいのかというところだと思います。検察庁では学校の授業の一環として、体験授業という形で検察庁に来てもらって広報することがあります。参加した学生の感想を見ると、「実際に検事と話をして、それがすごく印象に残って、検事の仕事に興味を持った。」という感じのコメントがよくあります。そのような意味では、実際の現場を見てもらう、あるいは、裁判所の見学ツアーの中で短い時間でも構わないと思いますので、実際に模擬裁判のような形で「このような感じで裁判員裁判をやっていますよ」ということを紹介するですとか、SNSであれば、短い動画等でこのような感じで裁判員裁判をやっており、安心して参加してもらえる制度ですよということが伝わるような広報をしていくことが必要かなと感じています。

今回の裁判所の広報がどちらに焦点をあてているのか漠然としてよく分からないところがありますが、制度自体の周知の話と、それを前提とした裁判員の確保

という観点からの広報は、整理をした方が効果的なのではないかと思います。

◎ 広報活動は、制度自体の周知よりは、裁判員裁判の参加率がどうすれば上がるのかという観点から考えた方がいいのではないかということで、一つとしては、裁判員裁判に興味、関心を持って取り組んでくれる人をできるだけ増やしていくために、仰ったような活動をしていくべきではないかということですね。検察庁では、どのような広報活動されているかについて話していただけますか。

○ 私も全てを把握しているわけではありませんが、一つは、出張授業として、直接学校や職場にお邪魔して、「このような制度でこのようなことをやっています」という業務説明の一環の中で裁判員裁判についての説明をやっています。

あるいは、検察庁に来ていただいて、検察事務官が一般的な業務説明をしたり、若手の検事が直接、来ていただいた方と質疑応答をするということをやっています。

◎ 企業や自治体にこちらから出向いて説明するというのは、今はやってないですか。

○ 要望があればお邪魔すると思います。裁判員裁判が始まる時は、確かに積極的に出向いてやらせていただいていたと思いますし、私も行っていましたが、ここ数年は、コロナの関係でできていないかなという感じです。

○ 法廷を見学させていただきましてありがとうございます。初めて裁判官の席に座らせていただいて、一生の思い出にしたいと思います。

裁判員制度につきまして、この制度が始まった頃に、私が候補者に選ばれたという通知が来ました。そのときに一番感じたのが、「仕事をどうしよう、休めないよ。」というのが一つと、もう一つは刑事裁判ということで、テレビの見過ぎかもしれませんが、身に危険があるのではないかと感じました。そのときは、候補者にはなりましたが、裁判所には行っておりません。

また、広報についてですが、当方の職場においても成人年齢の引き下げがあり、18歳、19歳の消費者被害を防がないといけないということで、今年度は日向

坂46の山口県出身の河田陽菜さんという方と共演したら、解禁して何日かしか経っていませんが、5万ぐらいの再生回数で、今までで断トツ1位の再生回数になっております。有名人と共演すると費用がかかるとは思いますが、すごく大きな効果がありました。もう一つは、LINEを開設しまして、主な消費者被害や「このようなことに気をつけましょう」という注意喚起を登録していただいた方に流すということをしています。LINEはお金がかからずにできておりますので、そのようなものも有効に活用していったら、SNSは若者には一番効果的だと感じております。

◎ 確かに有名人と共演したり、LINEを通じて広報するというのも効果的な手段だと思います。実際にうまくいっている例を御紹介いただきましたので、裁判所としても、いろいろと考えていきたいと思っております。

○ 18歳、19歳への広報ということですが、そこをピンポイントではなく、やはりそれ以前の段階から、高校、中学校、小学校とある程度遡った上で地道にやっっていけないといけないと思っております。急に18歳、19歳に焦点を当てても、そのときは大学生になって、社会が広がってそれどころではないと思うので、まだ真面目でしっかりと物事を吸収する小さい頃から、学校教育現場等で学校の授業の一環として取り上げてもらって、その必要性、どう大事なのかというところを含めてしっかりと伝えることが、やはり18歳、19歳になって実際に自分がその対象になりましたというときにしっかりと考えられる一つの基盤になるのではないかと考えます。

また、裁判員裁判に参加することへの不安解消をどう図ったらいいかというお題もあったと思いますが、むしろ不安解消というよりも、どのように意義深いものなのかというプラス思考の伝え方でないと、「日数もこれだけしかかからないですよ」というだけでは、そのような気持ちで裁判員になられても、それを受ける被告人はたまったものではないと思っておりますので、そこはしっかりと意義をきちんと伝えるという広報をメインに置いていただければと思います。

さらに、今の話と逆行するかもしれませんが、刑事事件はなかなかきつい場面もあると思いますので、そのようなときには補充裁判員という制度があつて、「代わることができるよ」ということも伝えれば、ある意味、気分も楽になって参加できるのではないかと考えますので、その点のPRもしっかりとされるといいのではないかと考えます。

- ◎ そうしますと、むしろ「裁判員裁判をやると大変だけれども、自分自身にとってもこのようにいいことがあるよ」ということを幼いうちに真正面からしっかりと教育するのがいいのではないかという御意見ですかね。
- 自分にとっていいということと、それが社会にとって具体的にこのようにところがいいということに合わせて伝えていただければと思います。
- ◎ なるほど。もちろん裁判は社会的に意義のある仕事だと思いますが、どのような意義があるかということをもっと幼いころから真面目に伝えるべきではないかということですかね。
- 皆さん、色々な御意見をありがとうございます。私は民事部の裁判官ですので、裁判員裁判にはほぼ関わることはなく、皆さんの方こそ候補者名簿に登載されたり、あるいは近い方が選ばれたという御経験があるというお話を聞いて、結構、裁判員裁判は、国民にとって身近に迫ってきている制度だということを改めて感じました。

確かに広報は、裁判員裁判がある意味、国民の義務として設定されているものですので、なかなか難しいですし、どうぞ関心を持っていただきたいという意味合いならばまだしも、どう進めるのかですね。その切り口としては、「やりたい」という人ばかりが関心を強くするだけでは、制度の趣旨からすると問題がないわけではないですし、どのようにして適正な手続について理解した上で、真面目に参加していただけるのかというところが、どうしても最後のところでは出てくるので、参加された方が、アンケートに非常に意義深い経験だったと答えられているとしたら、おそらくそのような意味合いを最終的に理解された上で、参加でき

てよかったというお気持ちになられているのだと思います。裁判所、検察庁、弁護士会が制度の枠組みの中でいろいろなことを考慮しているが故に成り立っている制度なのだと改めて感じた次第です。

また、有名人と共演すれば、そんなに効果があるのかと思いながらも、財政状況の厳しい中、ただそれに匹敵するような方法がきっとありますし、制度の意義を根気強く真摯に伝え、若者を含めた多様な層に響くような方法を考えていく視点が改めて意識されるべきなのかなという感想を持ちました。今日お伺いして、民事部としても改めて裁判員裁判に関心を強めるように図ろうと思った次第です。

△ 私は、普段、裁判員裁判の裁判長をやっております。皆さんにお願いがありまして、1点目は特に民間の方に対してですが、先ほど辞退率が高いというお話がありました。大体7割ぐらいで推移しており、仰るとおり高いのだと思います。現実として私個人の正直な感想を申しますと、裁判員になりたい人たちが裁判員をやっている感じがしています。本当は制度の趣旨からすると、むしろなりたくないとは本当は思っているけれども、常識的な考えを持っている人たちの常識を取り込んでいくというのが恐らく制度の趣旨だと思いますので、やりたい人だけがやっているという現状は、制度の趣旨に適っていないのだろうと私自身は思っております。

辞退理由は大きく3つに分けられます。1つ目は70歳以上の方、2つ目は介護・養育、小さなお子さんあるいは御高齢の方がいらっしゃって、常に面倒を見ないといけない方、3つ目はお仕事でございます。正直なところ、私自身としては、前者2つは辞退率を改善しようとしてもどうしようもないところだろうと思っております。そうすると、改善の余地があるとすれば、お仕事を理由とする辞退の申出でございます。

お仕事を理由にして辞退を申し出られる方がどのように申し出ているのかと言いますと、例えば上司に相談をして、上司から「あなたが抜けられると困るので、

やめてください。」と言われたら、さすがにその人に「出て来てください。」と裁判所が言えるのかという問題があり、その人が職場と裁判所の間で板挟みになり苦しむので、なかなか難しいと思います。裁判所として、辞退率を改善させる上で一番改善の余地があると考えているのは、上司に相談せずに勝手に自分で忙しいから行かないですと回答される方であり、そのような方は、恐らくかなりの割合でいらっしゃるのだらうと考えております。そのため、まず皆様におかれましては、皆さん自身だけではなく、それぞれの事業所、営業所にいらっしゃる部下の方が実際に裁判員候補者に選ばれているのかどうか、11月に届く最高裁判所と大々的に書いている封筒を受け取っている方が皆さんの周りにいらっしゃるのかどうかについて目配りをしていただきたいと思います。その上で、さらに裁判所から「この日に来てください」というお知らせが来た場合には、実際にその人だけではなく、職場全体で本当にその人が参加すると困るかどうかということを検討して回答していただくことをお願いしたいと思います。

もう一点は、先ほどから話が出ておりました休暇の制度についてです。実際に裁判員を勤めた方に話を聞くと、職場に特別休暇の制度が設けられている方もいらっしゃれば、そのような制度がないので年休を取りましたという方もいらっしゃいます。まずは職場において、裁判員制度というものが存在しており、その制度によって休暇を取らないといけない場合があるということをご認識していただき、そのような制度をつくっていただければと思っているところでございます。

- ◎ 特に最後の点は、休暇制度が実際にあるのか、候補者になった場合にどの程度休みやすい職場であるのかというところが辞退率に影響するというのは、以前から言われていることでもあります。今日、来られた委員の職場には休暇制度があるということでしたが、それが恐らくは辞退率に影響する大きい要因かなというのは、私も全く同感でございますので、もし皆様、そのような方が身近におられましたら、御自身だけではなく、職場全体でお考えいただければ幸いです。

それでは、これで意見交換は終わりにしたいと思います。本当に皆様貴重な御

意見をいただきまして、ありがとうございました。

以上